

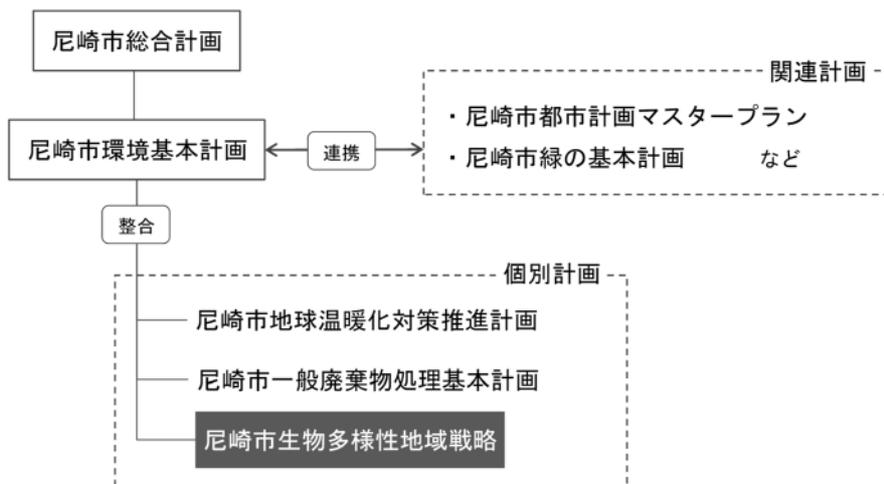
尼崎市生物多様性地域戦略（素案）について

はじめに

- ・同時に策定作業を進めている尼崎市環境基本計画の内容と整合を図ることとします。
- ・目標ごとに施策の効果・進捗の概観をつかむために指標を設定することとします。なお、指標については新たに検討したものだけでなく、関連計画との連携・整合を図るため、関連計画で運用されている指標についても、適宜活用することとしています。また、実績を直接的に把握することが困難なものについては、市民の行動・実感などを指標としています。

1 位置付け

- ・尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現することを目的としている環境基本計画のうち生物多様性や生態系の保全などに取り組むうえで必要な事項を示す個別計画として策定します。
- ・生物多様性基本法第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）として策定します。



2 対象とする区域

尼崎市域全域

3 計画の期間

- ・令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 将来像

私たちの暮らしは食べ物やきれいな空気・水などの様々な自然からの恩恵に支えられており、このような自然からの恩恵をもたらしてくれる生物多様性を保全することは多様な生き物を守るだけでなく、私たちの暮らしを守ることにもつながります。さらには、豊かな生物多様性は気候の調整や自然災害の緩和などにもつながり、人類の存続のためにも必要不可欠なものであり、無関心でいるわけにはいきません、

尼崎は都市化の進展に伴い、過去に市内に広がっていた田園風景の多くは姿を消し、日常的に自然に親しむ機会は限られてしまいましたが、一部は身近な自然として現在も残存しているほか、新たに創出されている緑地や水辺もあります。

こうした状況を踏まえ、私たちの暮らしに必要な不可欠な生物多様性の価値を理解し、自然に対する感性を育みながら、尼崎の自然の成り立ちを踏まえた身近に四季を実感できるような都市の実現を目指すこととし、次のとおり将来像を定めます。

生き物と共生した四季を実感できる都市 あまがさき

5 目標・指標・施策

目標① 生物多様性を理解し、大切にします

生物多様性という概念を理解し、日常生活や事業活動において生物多様性に配慮して行動します。

■指標

指標	備考
生物多様性の認知度 (%)	尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果 ➡現状（令和4年度：35.9%（言葉の意味を知っている）から市民の半数（50%）に増加させる。
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合 (%)	尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果 ➡現状（令和4年度：0.8%）から国の過去の世論調査の結果の平均値（4%程度）に高める。

■施策

施策ア 生物多様性や身近な生物に関する理解・関心の醸成

- ・生物多様性の概念だけでなく、暮らしや経済活動が生物多様性の恩恵なしには成り立たないことを啓発していくとともに、農業などを体験することで尼崎の生物多様性への理解を深めます。また、気候変動をはじめとする幅広い分野との連携を図る必要があることを啓発します。
- ・学校教育において尼崎の生物多様性について学べるプログラムを開発・活用することで子どもたちにも生物多様性の概念・重要性を啓発します。
- ・市民参加型の生物調査の実施や市内のフィールドを活用した自然観察会の開催、生物の生息・

生育環境に配慮した公園・河川の維持管理、魚つり公園の運営などにより身近に生物と触れ合える機会を設けます。

施策イ 生物多様性に配慮した市民生活・事業活動の普及

- ・日常生活や事業活動は様々な資源を消費しながら営まれており、市内外の生物多様性にも影響を及ぼしていることから、環境ラベル商品や環境保全型農作物・地元産農作物の選択、食品ロス・プラスチックごみの削減につながる消費行動など生物多様性の保全を意識した行動の普及を進めます。
- ・ペットや園芸種については、野生化・逸出などにより地域の生態系に影響を及ぼす可能性があるため、動植物を適正に飼養・栽培することの必要性について啓発します。また、カラス・野良猫などへの対策についても周知していきます。
- ・尼崎には大規模な森林はありませんが、大気浄化や洪水緩和などとして森林の恩恵を受けているといえ、森林の適切な維持管理を促していくため、国産木材の利用や森林の公益的機能の啓発に取り組みます。

施策ウ 自然環境の保全・回復に関するモデル的な取組の検討

- ・生物多様性の保全・回復に関する取組については、様々な主体が連携しつつ自立的かつ持続的なものとするためのモデル的な取組について検討します。
- ・得られた課題・成果などは取りまとめ、他の取組に活かせるよう事例として公表します。

施策エ 生物多様性に関する情報の蓄積・利活用

- ・尼崎の野生動植物や生態系に関する情報を把握するため、定期的に基礎的な調査を実施するとともに、様々な主体が実施している調査の結果などを収集・整理し、公表していきます。
- ・生物調査を行う際には重要種・外来種に関する情報を整理・分析することで生息・生育場所や分布状況の把握に努めます。
- ・重要種・外来種、在来種に関する情報を公表することで尼崎での様々な事業・取組での配慮に役立てます。また、開発や緑化の際の生物多様性への配慮の方法・考え方などについてガイドラインなどとして取りまとめることを検討します。

目標② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

身近な自然として古くから残存している樹林や河川だけでなく、人為的に整備する緑地や水辺についても生物の生息・生育環境として保全・創出していきます。

■指標

指標	備考
確認された種の数（種）	戦略の策定・改定時に把握する生物種数 ➡現状（令和4年度）より増やす。
確認された重要種の数（種）	戦略の策定・改定時に把握する生物種数 ➡現状（令和4年度）より減らさない。
確認された外来種の数（種）	戦略の策定・改定時に把握する生物種数 ➡現状（令和4年度）より増やさない。
市民参加型調査の結果（総合評価）	市立中学校の協力を得ながら5年毎に実施している生物調査（ススキ、カタツムリ、スズメバチ・アシナガバチの発見度の平均）の結果 ➡現状（令和4年度）より改善する。
緑の面積（ha）	法令等により確保されている緑の面積（都市公園、公共施設、生産緑地、開発事業緑化、工場緑化など） ➡緑の基本計画では面積を指標として設定しない見込みであるため設定を見送る。なお、面積の推移については把握することとします。
生物多様性・生態系に関する環境認証の取得数（件）	各種認証機関のHPで確認できる実績 ➡10年間で5件程度（1件/2年間）を目指す。

■施策

施策ア 生物の生息・生育に配慮した身近な自然や緑地・水辺の維持管理

- ・河川や河畔林、社寺林、田畑など過去から残存している身近な自然については、尼崎における自然の基礎的な要素として成り立ちなどを考慮しながら保全していきます。
- ・まとまった緑のある緑地や河川については尼崎における生物の生息・生育環境として拠点・軸となる場所であるため、生活環境に配慮しつつ、適切に維持管理することで、生物の生息・生育環境としての質を高めるとともに、身近に自然を感じ、触れ合うことができる場としていきます。なお、生物の生息・生育環境は市域に留まるものではないほか、先行している取組が存在する場合もあることから、生態系の連続性に配慮しつつ、必要に応じて管理者・所有者などと連携を図りながら維持管理します。

施策イ 緑化の推進

- ・都市化が進展している尼崎においては、緑地を確保しにくいことから様々な機会を的確に捉え、緑化を推進します。また、生物多様性に悪影響を及ぼさない樹種の選定や地域性苗木の活用、草地・樹林・水辺などの要素を適切に配置することにより様々な生物が利用できるような質にも配慮した緑化を促します。
- ・現存する貴重な大木や樹林については条例に基づく指定を行うとともに、保護養生に関する費

用について支援を行うことなどにより保全します。その他生物多様性の保全に資する管理が行われている区域における取組の支援についても検討していきます。

施策ウ 重要種・外来種への対応

- ・地域固有の希少生物の生息・生育環境を保全するとともに、植物については別の場所への避難・移植を検討するほか、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼしている侵略的外来種については防除を行います。なお、重要種の保全や外来種の防除については専門的な知識・技術が必要になることに加え、継続的な取組とするには労力・費用が必要となるため、関係機関や専門家、市民団体など多様な主体との連携・協力のもと取組を進めていきます。

施策エ 生物多様性の保全・回復に関する取組の支援

- ・生物多様性の保全・回復を進めるためには、専門的な知識・技術や継続的な取組が必要となることから、適切な情報の提供や費用に対する補助などを行うことで市民活動を支援します。なお、市民活動を支援するにあたっては、様々な取組の担い手の育成や歴史・文化など地域における固有の価値を尊重した取組となるよう配慮します。

施策オ 生物多様性に配慮した開発の推進

- ・都市化が進展している尼崎においては、緑地・水辺を確保しにくいいため、新たな開発が行われる機会や既存の緑地・水辺の改修・再整備の機会などを的確に捉え、生物の生息・生育環境への配慮を促します。また、開発にあたっては生物多様性・生態系に配慮した開発であることを評価できる環境認証（JHEP や ABINC など）取得の普及を進めます。
- ・環境影響評価制度の適切な運用を通じ、一定規模以上の事業の実施にあたっては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

目標③ 自然の恵みを活用します

生物多様性を保全することで、もたらされる多様な自然の恵みを暮らしやまちづくりに活かしていきます。

■指標

指標	備考
市内に農地が必要だと考えている市民の割合（％）	尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果 ➡調整中
地産地消をしている市民の割合（％）	尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果 ➡調整中

■施策

施策ア 農地の保全・活用

- ・農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境としても特殊な環境でもあることを踏まえ、生産緑地への指定や市民農園の整備・活用などの多様な手法により都市に残された農地の保全を図ります。また、農作物の生産・販売に必要となる資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。
- ・尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。また、伝統野菜である尼蒔や武庫・富松一寸ソラマメ、田能の里芋については市民ボランティアの協力を得ながら栽培するとともにその販売を促進することで、尼崎に固有の品種を守り、農業への理解を深めます。

施策イ 自然・生態系を利用した社会課題の解決

- ・自然や生物の営みなどがもたらす直接的・副次的な機能・作用をまちづくりに活かすためにグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備）やNbS（自然を活用した解決策）という概念を普及させ、活用していきます。
- ・公園や街路樹などの緑地を適切に保全・維持管理することで、雨水浸透・雨水貯留機能を向上させ下水道への負荷を軽減するとともに、緑陰の形成や蒸散作用などによるヒートアイランド現象の緩和や暑さ対策に資する取組としていきます。
- ・農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地として登録し、防災面からも活用していきます。
- ・河川の改修時には近自然工法を活用することで身近な自然を適切に保全し、水質浄化機能の維持・向上に繋がります。

6 進捗管理

- ・毎年度の取組について把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。
- ・中間見直し（5年目）・改定（10年目）のタイミングで環境に関する取組状況や基礎データの傾向などを整理、評価したうえで、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けることとします。

7 戦略で重要視する場所・要素

・生物の生息・生育環境として重要、またはポテンシャル（潜在的な可能性）があり、まちづくりに関する様々な取組とバランスを取りながら将来にわたって大切にしていきたい場所（樹林、河川など）・要素（農地、水路、運河・海域、保護樹木・樹林など）を下図の凡例のとおりとし、定期的に生物調査を実施するなどにより現状を把握するほか、施策などを講じる際には一定の配慮を検討するものとします。

